

新しい時代のまちづくり 身近なまちづくりと都市計画

近畿大学理工学部社会環境工学科教授 久 隆浩

1. 土地利用規制があるのになぜ問題が発生するか

都市計画法や建築基準法があるのになぜ問題が発生するのか

用途地域による土地利用規制は必要最小限の規制 (必要最小限規制の原則)

公共の福祉(公共性)の観点からの規制 財産権としての土地利用の自由

だれがみても公共性があると認められる最小限の範囲で規制をおこなう

最小限の規制であるにもかかわらず、これさえ守っていればいいとする考えが生まれる

地区の特性に合わせた規制を求める考え

日本国憲法 第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

日本国憲法 第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

公共性のもとに規制が可能に 何が「公共性」か、何をもって公共の福祉なのか

熟議の民主政(deliberative democracy)

意見の異なる人々が時間をかけて議論する

その結果に公共性が生まれる

地域で話し合い、すべての人が合意したものに公共性が生まれる

合意 納得

合意形成に時間がかかる 自らの気持ちを納得させるのに時間がかかる

2. ローカルな法秩序

阿部昌樹『ローカルな法秩序』

「まちづくり憲章」:みんなで決めたまちづくりの方針 「わたしたち」という主語がある、性善説

東山・白川堤町まちづくり憲章

一、豊かな環境を守り育てることはわたたくし達のつとめと権利です。

一、地域の環境を破壊する四階建以上の高層マンション建設は認めません。

一、自然を守り恵まれた環境の保存につとめます。

一、社会生活の秩序とルールを尊重して相互の連帯と協調のもとに暮らしと生活を守ります。

地区計画や建築協定：「わたしたち」という主語がない、性悪説

3. まちの将来像

地区計画や建築協定など都市計画はあくまでも「手段」「道具」
目標を実現するために手段や道具は存在する

目標 = まちの将来像、将来の暮らし方

建設省建設経済局長建設省都市局長通達「都市計画法の一部改正等について」(平成 10 年 11 月)

特別用途地区は、用途地域の指定の目的を基本とし、これを補完して定められるものであることを踏まえ、ベースとなる用途地域との関係を十分に考慮した上で、当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等、実現を図るべき特別の目的を明確に設定して、適切な位置及び規模で定めるべきものであること。この場合、特定の建築物の建築を禁止することのみを目的とする等、まちづくりについて積極的な目的を有しない特別用途地区の指定は妥当ではなく、目的の設定は、目指すべき市街地像を実現する上で適切なものとなるよう、総合的なまちづくりの観点から行われるべきものであること。

美しい国づくり政策大綱 美しさに関するコンセンサスの状況に応じた施策展開

< 普通の地域(コンセンサスがいないところ)での対応 >

普通の住宅地や商店街、地方都市の駅前、郊外バイパスの沿道、身近な水辺など国民が日常的に接する普通の地域の大部分では、歴史性、風土性、文化性など地域の個性を規定するものがはっきりせず、どのような地域としていくかという点について住民のコンセンサスが形成されにくいというのが現状である。

このような地域では、コンセンサスを形成するプロセスを経る住民主体の地道な取り組みが重要である。例えば、比較的目標として分かりやすい水や緑を有効に活用した地域づくりを一つのきっかけとするなども考えられる。

4. 生活マスタープランづくり

個別の要求にはその背景に実現したい生活像がある

図書館が欲しい 身近にたくさんの本が読みたい

私はこんな暮らしをしたい

それを実現するために必要なモノ・コト

それがあるとどんな暮らしが実現できるか

こんなモノ・コトが欲しい

< 目標・目的 >

< 方策・手段 >

ライフスタイル(生活様式)をあきらかにする

ライフステージ(世代) / 一生の暮らし方を考える

ライフシーン(生活風景) : 働く、学ぶ、憩う、遊ぶ、交わる... / 一日・一年の暮らし方を考える

一人一人が暮らしの姿を考えよう 話し合って調整、共有しよう

生活のマスタープラン(基本的方針)： 10年後、20年後の暮らし方、生活像を考える

まちづくりのマスタープラン(基本的方針)： 10年後、20年後のまちの姿を考える

住民提案と行政計画の関係

生活像の提案としての住民提案 / それを実現するための行政計画

茨木市都市計画マスタープラン

まちづくりビジョン / 都市づくりプラン

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/tokei/master/016300.html>

5. 交流の場からはじまるまちづくり

交流の場： 地域でいろいろな人が定例的に集まり語り合う場

まちづくりラウンドテーブル・コミュニティ会議・まちづくり井戸端会議・つながりカフェ...

合意形成・意思決定を前提としない情報交換の場

気軽に楽しくまちづくり むずかしい意思決定よりも親睦から

情報交換や意見交換の「場」 活動の「組織」

はじめる / はじまる

6. ひとを思いやる住民主体のまちづくりへ

地道なまちづくり活動の積み重ねが、コミュニティの絆を強くし、いいまちをつくっていく

制度の時代からコミュニケーションの時代へ

取り締まる お互いを思いやる、できることを積み重ねていく

人のせいにしない / 自律

人を思いやる / コミュニケーション

元気な人がつながっていくことが大切

多様な人のネットワークづくり

21世紀型の新たな都市計画システム(佐藤滋)

地域性、場所性に対応して、多様な主体の相互作用により、都市空間の自然な変容・生成プロセスを実現する

事前確定的な都市像ではなく、動的なプログラムにより漸進的に生み出される都市空間を都市像とする

多様性、複合性など、都市空間の文化的な魅力を実現する

以上を誘導する多様な制度としくみを、地域社会の自律性を基盤に準備する